

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	一般競争入札・ 指名競争入札 の別 (総合評価 の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備考
								公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	
タッチパネルディスプレイ 等の購入	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年11月11日	有限会社川文商店 香川県高松市 鶴市町984番地	一般競争入札	2,609,200	2,607,000	99.9%	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文 及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	
しごとプラザ高松で 使用する ボイスコール発券機の 部品買い替え等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年11月10日	株式会社 富士通四国 インフォテック 香川県高松市 番町一丁目 10番地2	会計法第29条の3第4項 窓口における来庁者の受付・案内に使用する、日々の業務に必要不可欠な機器にかかる案件であり、業務への支障を最低限とすべく、可能な限り迅速・確実な履行が見込まれる業者と締結する必要がある。 機器の仕様や、稼働に必要とされるパソコンや周辺機器のスペック・設定方法等について把握している左記業者（既設機器の設置業者）による、確実な履行が必要とされるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,680,800	1,680,800	100.0%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文 及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	
大内地方合同庁舎 非常照明用 バッテリー取替工事	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年11月24日	四国警備保障 株式会社 香川県高松市 六条町1197番地1	会計法第29条の3第4・5項、予算決算及び 会計令第99条第2号 現在、大内地方合同庁舎の1～3階天井に 設置されている非常照明が、全て点灯しな い状況にある。 火災や地震による停電時に非常用照明が 点灯しなければ、避難が困難となり人命に 関わる恐れがあるため、早急にバッテリー取 替工事の実施を必要とするもの。	1,650,000	1,650,000	100.0%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。